

議案第 16 号

多可町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町空家等対策の推進に関する条例（平成27年多可町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「法第3条」を「法第5条」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）管理不全空家等 法第13条第1項に規定する空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。

第3条中「法第3条」を「法第5条」に改める。

第5条第1項中「管理に」を「管理をするとともに、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう」に改める。

第6条中「のっとり、」の次に「管理不全空家等及び」を加える。

第10条中「法第7条第1項」を「法第8条第1項」に改める。

第11条第1号中「法第6条第1項」を「法第7条第1項」に改め、同条第3号中「法第14条第1項」を「法第13条、法第22条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

多可町空家等対策の推進に関する条例の新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 所有者等 <u>法第3条</u>に規定する空家等の所有者又は管理者をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 空家等に関する対策は、<u>法第3条</u>に定める空家等の所有者等の責務を第一義に置きながら、町、自治会、住民等、所有者等及び事業者が、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、それぞれの役割を理解し、連携かつ協働して取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等は、基本理念にのっとり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適切な管理に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(町の責務)</p> <p>第6条 町は、基本理念にのっとり、特定空家等の発生を未然に防止するとともに、空家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>管理不全空家等</u> <u>法第13条第1項</u>に規定する空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 所有者等 <u>法第5条</u>に規定する空家等の所有者又は管理者をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 空家等に関する対策は、<u>法第5条</u>に定める空家等の所有者等の責務を第一義に置きながら、町、自治会、住民等、所有者等及び事業者が、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、それぞれの役割を理解し、連携かつ協働して取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等は、基本理念にのっとり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等の適切な管理をするとともに、<u>町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(町の責務)</p> <p>第6条 町は、基本理念にのっとり、<u>管理不全空家等及び特定空家等</u>の発生を未然に防止するとともに、空家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施す</p> |

| 現 行 | 改 正 |
|---|--|
| <p>(協議会の設置等)</p> <p>第10条 <u>法第7条第1項</u>の規定に基づき、多可町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第11条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 空家等対策計画（<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画をいう。）の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第14条第1項</u>から第3項まで又は第9項から第10項までの規定により行う措置に関すること。</p> | <p>るものとする。</p> <p>(協議会の設置等)</p> <p>第10条 <u>法第8条第1項</u>の規定に基づき、多可町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第11条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 空家等対策計画（<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画をいう。）の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第13条、法第22条第1項</u>から第3項まで又は第9項から第10項までの規定により行う措置に関すること。</p> |